

平成30年度 茨城県病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成30年度茨城県病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 平成30年度茨城県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第1項第2号中「424人」を「408人」に、「154,760人」を「148,920人」に、「1,036人」を「1,044人」に、「252,784人」を「254,736人」に、同条第2項第2号中「241人」を「226人」に、「87,965人」を「82,490人」に、「302人」を「294人」に、「73,688人」を「71,736人」に、同条第3項第2号中「109人」を「108人」に、「39,785人」を「39,420人」に、「218人」を「175人」に、「53,192人」を「42,700人」に改める。

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
	収 入		
第1款 本庁事業収益	123,435千円	17,540千円	140,975千円
第1項 医業外収益	123,435千円	13,397千円	136,832千円
第2項 特別利益	－千円	4,143千円	4,143千円
第2款 中央病院事業収益	19,702,932千円	△ 911,667千円	18,791,265千円
第1項 医業収益	16,430,338千円	△ 763,427千円	15,666,911千円
第2項 医業外収益	3,262,594千円	△ 148,240千円	3,114,354千円
第3款 ころの医療センター事業収益	4,194,411千円	△ 269,647千円	3,924,764千円
第1項 医業収益	3,104,858千円	△ 189,763千円	2,915,095千円
第2項 医業外収益	1,088,553千円	△ 79,884千円	1,008,669千円
第4款 こども病院事業収益	1,299,636千円	△ 12,021千円	1,287,615千円
第1項 医業収益	36,137千円	991千円	37,128千円
第2項 医業外収益	1,262,499千円	△ 12,047千円	1,250,452千円
第3項 特別利益	1,000千円	△ 965千円	35千円
	支 出		
第1款 本庁事業費用	123,435千円	22,892千円	146,327千円
第1項 医業費用	120,434千円	22,900千円	143,334千円
第2項 医業外費用	10千円	△ 8千円	2千円
第2款 中央病院事業費用	19,466,582千円	△ 678,787千円	18,787,795千円
第1項 医業費用	19,306,396千円	△ 730,286千円	18,576,110千円
第2項 医業外費用	140,186千円	54,499千円	194,685千円
第3項 特別損失	10,000千円	△ 3,000千円	7,000千円
第3款 ころの医療センター事業費用	4,202,323千円	△ 134,868千円	4,067,455千円
第1項 医業費用	4,117,250千円	△ 140,590千円	3,976,660千円
第2項 医業外費用	58,706千円	1,854千円	60,560千円

第3項 特別損失	25,367千円		3,868千円	29,235千円
第4款 こども病院事業費用	1,255,579千円	△	10,701千円	1,244,878千円
第1項 医業費用	1,190,006千円	△	17,153千円	1,172,853千円
第2項 医業外費用	63,573千円		6,452千円	70,025千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文かっこ書中「1,193,948千円」を「1,185,491千円」に、「170,128千円」を「102,030千円」に、「及び当年度分損益勘定留保資金1,023,820千円」を「当年度分損益勘定留保資金840,110千円及び減債積立金243,351千円」に改める。

(科 目)	(補正前の額)		(補正額)	(計)
	収	入		
第1款 中央病院資本的収入	1,044,123千円		△ 50,441千円	993,682千円
第1項 企業債	599,900千円		△ 52,000千円	547,900千円
第4項 国庫補助金	－千円		559千円	559千円
第5項 投資	－千円		1,000千円	1,000千円
第2款 こころの医療センター資本的収入	153,303千円		△ 19,000千円	134,303千円
第1項 企業債	51,500千円		△ 19,000千円	32,500千円
第3款 こども病院資本的収入	417,590千円		△ 4,904千円	412,686千円
第1項 企業債	220,400千円		△ 4,900千円	215,500千円
第3項 国庫補助金	253千円		△ 4千円	249千円
		支		出
第1款 中央病院資本的支出	1,875,556千円		△ 58,207千円	1,817,349千円
第1項 建設改良費	1,083,453千円		△ 58,207千円	1,025,246千円
第2款 こころの医療センター資本的支出	272,196千円		△ 19,420千円	252,776千円
第1項 建設改良費	68,621千円		△ 19,420千円	49,201千円
第3款 こども病院資本的支出	661,212千円		△ 5,175千円	656,037千円
第1項 建設改良費	220,734千円		△ 5,175千円	215,559千円

(企業債の補正)

第5条 予算第5条中限度額「599,900千円」を「547,900千円」に、「51,500千円」を「32,500千円」に、「220,400千円」を「215,500千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第8条中「13,091,680千円」を「12,431,168千円」に、「610千円」を「310千円」に改める。

(たな卸資産購入限度額の補正)

第7条 予算第9条第1項中「2,879,654千円」を「2,970,181千円」に、「52,183千円」を「28,614千円」に、「46,924千円」を「51,188千円」に、「2,978,761千円」を「3,049,983千円」に、同条第2項中「165,002千円」を「156,847千円」に、「32,923千円」を「29,343千円」に、「941千円」を「675千円」に、「198,866千円」を「186,865千円」に改める。